

1 学童保育をめぐる何が問題となっているのか （「小1の壁」はどうしてできるのか）

(1) 必要としている子どもたちが入れない

（現在の利用率は低学年児童の2割だが、「子ども・子育てビジョン」は8年後に2倍の4割を目標）

① 住んでいる地域（小学校区）に学童保育がない

3割の小学校区に学童保育がない

（申し込みすらできない「潜在的な待機児童」がたくさんいる）

② 申し込んでも入れない（定員、大規模化）

→ 顕在化している待機児童は約1万人

*ただし、定員のある学童保育は全体の半数程度（その他は大規模化している）

「定員」については国の基準がないので、各市町村の独自の判断で設定されている

（そのため、定員自体が大規模化しているところもある）

*申し込みは、「公営は市町村に」、「民営は運営主体や施設に直接」行うことになっているので、市町村は「待機児童」を把握していない場合が多い

③ 対象を「3年生」までに限定しており、高学年が入れないところもある（約半数）

④ 障害児が入れない場合も多い（指導員の加配などの受け入れ体制がないため）

⑤ 経済的に苦しい家庭が利用できない

（一人親家庭などでは必要性が高いのに利用できない）

・民営の場合は保育料が高い（補助金が少ないため）、減免措置がないなどで保護者の保育料負担が大きく、利用を断念する家庭も少なくない（国の制度には保育料減免措置はない）

・父母会運営の場合は、運営者として協力しなければならないことも負担を大きくしている

(2) 学童保育には入れても、安全・安心な生活が保障されない (市町村ごとによる格差も大きい)

<子どもにとって>

① 大規模化ではきびしい生活を強いられる、指導員や友達と関係がつかれない

→ 「ただいま！」と帰ってこられることが必須なのに、行きたくない場所になってしまう。適正な規模が必要（生活単位として40人が限度）

② 指導員の勤務条件や雇用が不安定なため、保育そのものや子どもとの関係性が継続的・安定的に維持できない

- ・ 指導員不足や、常勤指導員が少なくパート的な勤務の場合も多い
- ・ 勤務時間が限られているところも多い（公営の場合は週30時間以内に限定）
- ・ 賃金が低く、社会保険加入もできず、勤続年数に応じた昇給もない場合も少なくない
- ・ 3年で半数の指導員が入れ替わる（働く条件が劣悪なので働き続けられない）
- ・ 指定管理者制度を導入している学童保育では、3年程度で運営主体・指導員が変わる

③ 「生活の場」「育ちの場」にはふさわしくない劣悪な施設環境

- ・ 生活の場として整備されていない（地域の公共施設等を改修せずに利用しているなど）
- ・ 狭い（広さの基準が決められていないため、多人数を押し込んでいるところもある、室内での遊びもできず、みんなでおやつを食べるスペースが確保できないところもある）
- ・ 付近に外遊びができる環境がないところもある

<保護者にとって>

① 保育所と比べて保育時間が短い

（2007年調査では、半数以上が6時までに終了）

② 土曜日に開設してないところが2割ある